

有限会社キンキ 中間処理場 事業計画

1、全体計画

主に京都府内から発生する産業廃棄物を積替えせず京都府亀岡市篠町王子市原6-1-1, 2, 13にある当社の中間処理施設に運搬します。中間処理施設では再生資源の有効利用の推進を図るとともに、循環型社会の構築へ寄与することを目的とします。

具体的には、産業廃棄物を破砕し、リサイクル可能な物を集積し、原材料として売却あるいはリサイクル業者に処理委託し資源循環を図ります。リサイクル不可能なものについては埋立処分にて適正に処理します。

2、種類及び運搬・処分量（1ヶ月の予定数量）

破砕

廃プラスチック類	40 t/月
紙くず	12 t/月
木くず	10 t/月
金属くず	11 t/月
ガラス陶磁器くず	30 t/月

3、収集運搬の概要

排出場所に許可車両にて伺い、教育・訓練を受けた弊社ドライバーがスピーディに廃棄物を収集いたします。電子・紙どちらのマニフェストにも対応し適正に運用します。

4、破砕処理の概要

混合廃棄物を手選別し、品目ごとの保管施設に入れ、品目ごとに作業日及び時間を決めて別々に破砕機にかけ処分後も品目ごとに保管します。